

# 島根地方最低賃金審議会

## 島根県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

### 第2回会議 議事要旨

開催日時	令和4年10月4日（火）午後0時53分～午後2時55分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金室長補佐が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側委員からは、島根県のはん用機械最低賃金は、依然として中四国地方及び近畿地方のはん用機械最低賃金との地域間格差があること、島根県のはん用機械が発展するためには優秀な人材が他県に流出するのを防ぎ、県内でその能力を発揮したいと思える環境を構築する必要があること、県最賃との比較において、特定最賃の優位性の確保を図りたいこと。以上のことなどから、50円の引上げ額の提示がなされた。 一方、使用者側委員からは、県最賃にとらわれず、この業界の実態に即した審議を行いたいこと、消費者物価は上がったが、企業物価も上がっており企業にも厳しい状況であること、部品調達は依然厳しく、受注はあるが部品がなくて完成できず、売上額・生産額に結びついていないこと、島根は中小企業率が高く下請け・孫請け体質であり、価格転嫁に結びつかない力関係に苦慮していること。以上のことなどから、賃金改定状況調査の第4表③の賃金上昇率2.4%を考慮した引上げ額22円の提示がなされた。 その後、公労・公使会議を重ね歩み寄りを図った結果、労働者側は引上げ額44円、使用者側は引上げ額24円の再提示があったものの、現時点でこれ以上の歩み寄りには困難として			

次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、次回も金額審議となることから、専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明し、閉会とした。